

レセプト請求に関する省令改正について（馬さん版）

平成21年11月25日付けで、レセプト請求に関する省令改正（正式には『療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（省令第百五十一号）』）が告示され、翌26日付けで施行となった。

詳しくは、下記の『官報』のリンクを参照して下さい。

<http://kanpou.npb.go.jp/20091125/20091125g00248/20091125g002480001f.html>

この『官報』の文章の解釈において、一部不確かな情報や誤った解釈がなされたが、大勢には影響がなかったので、ここでは割愛することとする。

その後、改正省令の施行に伴い、厚生労働省HPにて、下記タイトルで正式なアウンスがあり、省令改正の疑義はある程度解消されることとなった。

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshu/iryouseido01/info02g-19.html>

この「概要」でも触れられているとおり、特筆すべきは、先月行われたパブリックコメント募集の結果、集まった2200を超える意見を踏まえる形で、レセプトオンライン請求に関する省令改正等について、下記のとおり原案の見直しを行ったと言う点でしょう。

これを評価するマスコミ、関係団体の声も多い。

原案からの主な修正点

（1）原則となる請求方法について、オンライン請求のほか、**電子媒体による請求も可能とする。**

<理由>

パブリックコメントにおいて、請求方法がオンライン請求に限定されることについて多くのご意見をいただいたこと。また、電子媒体による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療サービスの質の向上等の政策目標は達成可能であるため。

(2) 手書きでレセプトを作成している医療機関については、レセプト件数に関わらず、引き続き紙レセプトでの請求を可能とする。(電子レセプトへの対応は努力義務)

<理由>

パブリックコメントにおいて、手書きの医療機関はすべて引き続き紙レセプトを認めるべき、件数基準を引き上げるべき等のご意見をいただいたこと。また、レセプトコンピュータを使用していない医療機関の多くは、今後も継続的に費用対効果が見合わないと考えられるため。

では、実際に省令改定でレセプトの請求方法がどう変わったのかを具体的に述べて行こう。

診療報酬の請求に関する省令改正の概要

請求方法は以下の3方式となった。

- ①オンライン請求(省令上は「電子情報処理組織(笑!)の使用による請求」)
- ②電子媒体による請求(省令上は「光ディスク等を用いた請求」)
- ③紙媒体(省令上は「書面による請求」) ←要は「手書きレセ」ですが、あくまで「特例」

これを個々の医療機関の状況別に考えると

1. レセコンを使用していない、所謂「手書き」の医療機関

- ・レセプトの枚数や年齢条件、期限の制限も無い。
- ・但し審査支払機関への届出が必要。

↑ 医科診療所は2010年3月31日まで、歯科診療所は2010年12月31日まで

2. レセコンを使用している医療機関

(1) 「オンライン」「電子媒体」での請求が可能なレセコンを使用している場合

医科診療所は2010年7月(2010年8月請求分)、歯科診療所は2011年4月(2011年5月請求分)から「オンライン」「電子媒体」のいずれかで請求しなければならない。

註) 保団連が公表したQ&A(厚労省回答)によると、「電子レセプトに対応しているレセプトコンピュータ」の定義は、「現にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っているレセプトコンピュータ」であって、「電子レセプトを作成する機能を持っているレセプトコンピュータ」ではないことに注意する。

そして、ここが一番重要で複雑な部分。『オンライン、電子媒体での請求ができないレセコンを使用している場合』である。申請される方は、適用される年齢条件、基準、猶予期間などに留意して下さい。

(2)「オンライン」「電子媒体」での請求ができないレセコンを使用している場合

①常勤の保険医が65歳以上の場合

医科診療所は2010年3月31日、歯科診療所は2010年12月31日までに審査支払機関へ届け出れば、「紙媒体(手書き)」での請求で良い。

*65歳の判定基準は、医科診療所2010年7月1日時点、歯科診療所2011年4月1日時点である。

*代替りなどにより、65歳未満の方が常勤の保険医になった場合、審査支払機関へも届け出をし、届け出の日の属する月とその翌月に限り「紙媒体」での請求が認められる。

②猶予措置期間を有する場合

医科診療所は2010年6月30日、歯科診療所は2011年3月31日の3ヶ月前までに審査支払機関に届出をすれば、「紙媒体」での請求を認める下記の猶予措置期間が認められる。

*レセコンを購入して使用している場合は、最大5年、
リース契約により使用している場合は契約終了時まで

*但し、2015年3月31日以後は、「オンライン」「電子媒体」いずれかでの請求をしなければならない。

これをタイムスケジュールとして表した支払基金の資料のうち「歯科」の部分だけを掲載します。

【歯科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院・診療所①	レセコン有						(23.4.1)				
	十高年齢該当(診療所のみ) (年齢基準日:平成23年4月1日) (誕生日:昭和21年4月2日以前) 《届出期限》平成22年12月31日						免除				
	十レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守 管理契約) (※保守管理契約の21.11.26以 降延長含む) 《届出期限》平成22年12月31日						猶予				(27.4.1)
	十レセコンリース (21.11.25以前の契約) (※21.11.26以降の延長含む) 《届出期限》平成22年12月31日						猶予				(27.4.1)
病院・診療所②	レセコン無						免除				
病院・診療所③	レセコン有 電子データ 共有						削除				

画像が小さすぎるので、下記URLで直接お確かめ下さい。

タイム・スケジュール表

<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/pdf/schedule.pdf>

尚、12月11日付けで、日歯HP会員用ページに「レセプトオンライン請求に関する省令改正の概要」がアップされております。

他の団体の資料とは違っている点として、『※4届出を行うことにより、電子レセプトより手書きレセプトに移行することも可能である』との注釈が「今後の具体的対応(医療機関状況別)」の表の中に見られることが上げられます。

各方面の確認の結果、これは認められていることだそうです。

あくまで、電子媒体での請求、オンライン化での請求が「努力義務」であることを念頭に、各自がご判断下さい。

また、行政刷新会議仕分け作業の結果、来年度以降の予算については不透明ながら、今年度(平成21年度)の医療施設等設備整備費助成事業は実施されます。歯科では、新規にレセコンを導入(購入のみ可、リース不可)する時に、器械購入の場合で50万円を上限に、ソフト購入の場合で40万円を上限に助成金が出るという話です。

- レセプトの電子化に対応していない保険医療機関や保険薬局はレセプトコンピュータやソフトウェア等を購入する場合(初期設定費用及び送信用パソコンの購入を含みますが、プリンタ及び月々のサポート費用は対象外で

す。)に助成が受けられます。

- 助成は、平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間にレセプトコンピュータ購入等の契約(購入)を行った場合に限ります。
- レセプトの電子化を行うための『オンライン開始届』又は『代行送信を行うための届出』『レセ電開始届』のいずれかが提出されていない場合は、認められません。

さらに詳しい条件や申請方法などについては、下記リンクを参照下さい。

厚生労働省HP

平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/pdf/info02_78.pdf

社会保険診療報酬支払基金HP

平成21年度 医療施設等設備整備費(レセプトコンピュータ購入費用等)

助成事業に関するお知らせ

<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html#11>

【まとめ】

レセプトオンライン化義務化問題については、オンライン請求だけでなく電子媒体での請求も認め、免除・猶予規定を拡大することで一応の決着を見たことになる。義務化撤廃、「手上げ方式」に近い形となったことを関係団体も評価するコメントを出している。

しかし、レセプトの電子化は「努力目標」として残り、電子化を推進するという方針には変わりはない。

であれば、そのための十分なインセンティブが働くようにして頂きたいものである。省令改正による除外規定の拡大と引き換えに、新規のレセコン導入への補助金は削減された(当初の半額補助から50万、40万円上限へ)。来年度以降の補助事業については不透明である。オンライン化した時点で、「電子加算3点」も算定不可となる。

電子媒体での提出にしる、オンライン化にしる、新たな診療報酬上のインセンティブを十分に働かせることが求められる。

【関連資料】

厚労省HP

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info02g-19.html>

社会保険診療報酬支払基金

請求省令の改正

<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>

全国保険医団体連合会

電子レセプト請求に関する Q&A

<http://hodanren.doc-net.or.jp/news/iryounews/091202densi-seikyu.html>

日本医師会

レセプトオンライン請求に関する省令等改正について 12月2日定例記者会見資料

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20091202_2.pdf

日本歯科医師会

日本歯科医師会HP会員用ページを参照下さい（要ID／パスワード）。

<http://www.jda.or.jp/member/>